

## 第1回権利擁護専門部会報告

令和2年9月30日（水）午後3時00分～午後5時 文京区民センター3階3A会議室

### 1 検討事項（旧：下命事項）に基づき検討

今年度の検討事項を確認し、権利擁護のうち、昨年度に引き続き「成年後見制度」について文京区においても権利擁護の推進、成年後見制度利用促進の観点から中核機関を設置していくことを受け、制度利用にあたり、費用負担等の課題を事例含めて様々な視点から検討した。主な意見は下記とおり。

#### ●後見制度利用における課題（金銭・サポート体制・制度）

○成年後見制度を利用するにあたり、費用負担が大きな課題になることから、この点について文京区の現状を確認し、助成制度だけでなく、市民後見制度や基金など様々な方策を他地区の事例を学び、「文京区モデル」となる案を作成し、親会に提言していくのはいかがか。

○知的障害の人たちにとって、成年後見制度は使いづらい。必要性はあるため、そのための費用であるとか、サポートの体制はもちろん必要ではあるが、必ずしも後見制度ありきを前提にした議論ではなく、支える仕組みができていることが必要。専門家も含めたチームを作り、必要時に権利擁護の体制があることが望ましい。

○成年後見制度を利用する際の課題として、利用開始時期、費用、制度利用の必要性の判断や、（後見人等に対する）信頼などがある。

○自己決定の尊重というが、後見人が選任されると決定するのは後見人。後見人がいても、チームで支援することが必要。

○知的障害や認知症等があっても、判断能力がないからということで本人の意思確認もされないまま、周りの意向だけで決められてしまうようなことがあってはならない。日常の相談業務の中で危機感を感じる時がある。

○障害者を対象とした広報活動でセミナーを実施しても、周知がされていないため参加者はない。必要に迫られなければ活用されない制度になっている。

○潜在的なニーズについて、将来の必要性はあるが、親が現状支援しているところで成年後見の利用をタイミングもあり進められていない。

○支援していた親が支援できなくなり、その時に課題として感じ本人が困ってしまうこともある。

#### ●後見制度及び権利擁護支援を支える仕組み（中核機関）

○参加メンバーが重要。身上保護の観点から社会福祉士の参加が必要。

○権利擁護部会と中核機関は連携し、フィードバックをすることが必要。これまで障害分野のニーズが表出しなかったが実際にはニーズがある。この先も部会において進捗を共有したい。

○成年後見制度の利用の有無は関係なく、事例が活発に中核機関へ上がってくることが本来の姿。この人にとっての権利擁護の活動や仕組みはどうするのが良いのか、広く検討できるといい。

#### ●成年後見制度利用に関する文京区における助成制度の現状

○「報酬助成の生活保護に準ずる方」というのは、重度の障害で資産があり生活保護受給ではない場合、

計算式があり、報酬が払えるかどうかを計算して決定しているとのこと。

○グループホーム入居者は、年金、手当と、工賃をプラスして生活費の収支が合う。報酬を支払うと月々の支払はマイナスになる。これらの方々も対象であると増えるはず。

○生活保護を受けていないと報酬助成を受けられないと思われる。この部分を丁寧に説明するだけで大きく変わる。

○報酬助成は予算で枠が決まってしまっているという課題があるのではないか。

○基金を作り、報酬助成の予算を充ててもらって基金を拡大していくという方法もある。

○報酬助成の件数の増減の推移は、ここ数年では特に高齢が増えていると思われる。

○申立て費用助成は高齢で2件。申立て費用助成は件数がない年もある。申立て費用助成自体は費用が安く、鑑定料はほぼかからない事が多い。鑑定を除いた費用は1万円前後なので使われないことが多い。

### ●文京区における事例からみる課題

○成年後見の財産管理の部分のみを見るべきではなく意思決定支援やチーム作りが前提にある。また、本人を全体的に見るキーパーソンは相談支援事業所であり、サービス等利用計画を立てる相談支援専門員が足りていないことが課題。

○相談支援事業所が文京区では足りないということの原因は、国の報酬上の問題が大きい。単独の計画相談事業所の場合は経営的に難しい。国だけでなく文京区で独自に対策を練る必要がある。計画相談が増加しない一方、障害者数は増加し、ニーズは増えている。課題のある家庭が取り残されやすい状況になっている。

○今年は、障害者・児計画の改定年。長年、計画相談事業所数が少ないことが課題に上がっているので検討していく必要がある。

○地域包括支援センターと拠点事業の展開が、同じ生活圏域で設置されているので、全てを連動させる構想がある。それらが連動すると、家族全体のアプローチが可能。

○法人後見での支援について。社会福祉士会等が法人後見を受任して、市民後見人等のバックアップをすることでチーム化を図っていくというのも一つではないか。一方で、最初からチームがあるのではなく、一人一人に合わせたチームができることが本来の形でもある。

○相談支援部会や就労支援の部会のケースをあえて縦割りにするのではなく、権利擁護として検討することも必要。

### ●次回について

次回は11月以降に開催予定。詳細は別途連絡。

以上